

大川広域行政組合例規管理システム構築及び データ更新等に関する業務仕様書

1 目的

この仕様書は、大川広域行政組合における例規管理に係る事務の効率化と法制執務支援体制の充実を図るため、例規集データベースシステム(以下「システム」という。)の構築に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

大川広域行政組合例規集に搭載されている条例、規則等をデータベース化し、Webでの検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、過去に法制執務業務に従事していない職員に対する例規審査等の作成支援機能(起案用)を備えたシステムの構築を行うとともに、将来において法制執務支援体制の強化を図るものである。

3 仕様

(1) 基本仕様

- ① IDC(インターネット・データ・センター)にサーバを設置し管理する方式によりインターネット回線にてサービスを提供できる構成とする。
- ② 庁内LANに接続している全てのパーソナルコンピュータ端末で、例規集データの検索、閲覧及び例規起案、審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

ア OS : Windows11 以上

イ ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、
Google Chrome

- ③ データベースの構築は、大川広域行政組合からデータで提供する大川広域行政組合例規集(令和8年6月1日内容現在、約200件。別表参照)を対象とする。
- ④ 1年間の改正件数は、約40件とする。

(2) システム仕様(以下、①から③において、同等以上の機能を有している場合も含む。)

① 例規検索

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能

イ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を閲覧できる機能

ウ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

エ リンク機能

条文中の例規及び法令の引用箇所について、リンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能

オ 本文出力機能

例規本文又は選択した条、項、号等を R T F 形式でダウンロードできる機能

カ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて R T F 形式でダウンロードできる機能

キ 出力フォーマット設定機能

例規条文及び新旧対照表の出力設定ができる機能

② 例規起案及び審査

ア 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、W e b ブラウザ上で条文を編集できる機能

イ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

ウ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

エ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

オ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

③ 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータの提供

(3) 法制執務支援サービス（以下の①から⑤に掲げる事項は、本業務には含まないものとするが、既にサービスを提供している場合は、将来的に本業務に拡張追加して対応できる体制を要するものとする。）

① 法令情報提供

国の法令の制定改廃等の情報から、市町村事務又は当組合（一部事務組合）の事務に係る例規に影響を及ぼす情報を抽出して、例規担当者のためにコメントを加えた情報を法令改廃情報提供システム上で提供する。

② 法制執務相談

例規の制定整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、日常生じる疑義の照会や相談に対応する（自治体の政策に係る事項や法律相談に属する事項は、含まない。）

③ 起案内容審査

委託者が作成し、案文として確定した例規の制定又は改正文について疑義が生じた場合、国の法令や他の例規との整合性その他法制執務上の見地から精査する。

④ 例規案（モデル）提供

国の法令の制定改廃等に伴う例規の制定又は改正のモデル案（②後段において除くものとされた例規に係るものを除く。）を法令改廃情報提供システム上で提供する。

⑤ 先行事例提供

例規制定に伴う新規事務事業について、他の自治体等にその例規等の先行事例がある場合は、これらの例規等の情報を当組合の要請により提供する。

(4) システム操作のサポート

① システム導入後、関係職員に対してシステム納入後 1 回以上の操作説明研修会を実施すること。

② 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

(5) データ更新

組合議会で可決（承認）された内容について、議会終了後にデータ更新を行うとともに、規則等についても更新すること。（組合議会は、10月、12月、3月期のほか、臨時会として、年3回以上。最大更新回数は12回）。更新の期限は、改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。

(6) 外部公開例規

公開用例規は、ホスティング対応とすること。

4 保守等について

(1) 機器の修理が必要になった場合は、迅速に障害対応をすること。

(2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保安全管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

(3) ウイルスチェックソフトの導入により、既知又は新規のウイルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

5 納入方法

データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

6 納入期限

令和9年1月上旬までに関係システムを5の納入方法で納入すること。協議において、納入期限後に稼働する部分は除くものとし、契約期間は、令和9年3月31日(水)までとする。

7 見積金額の算出方法

「3 仕様 (1)③及び④」で示した例規数及び年間改正件数を基礎として、初期構築費用(令和8年度の導入初年度)及び令和9年度から令和13年度までの概ね5年間の例規管理システム運用必要経費(3 仕様 (3)に係る経費は除く。)を算出すること。

別表 例規数(令和8年4月1日現在)

例規項目	現例規集搭載件数	例規集未搭載件数
規 約	2	—
条 例	4 6	—
指定事項	1	—
議会規則	2	—
規 則	6 1	—
約 款	1	2
規 程	4 2	7
要 綱	9	1 7
要 領	1	6
計	1 6 5	3 2

※いずれの例規も、ワード形式で管理中である。